

二〇一六(平成二十八)年度高岡教区臨時教区会の報告

去る七月一日(金)、西本願寺高岡会館礼拝堂において平成二十八年度臨時教区会が開催され、平成二十七年高岡教区各種会計決算について慎重審議の上、可決承認されました。

決算の内容について、教区一般会計の総額では、平成二十八年度に繰越される二十七年度剰余金が五百六十九万三千五百五十五円となりましたが、昨年度の大きな特徴として、任意会計として処理をしていた免物にかかる会計の剰余金一千六百九十九万七千八百八十七円を教区一般会計に繰り入れ、高岡教区教学財団へ一千万円、特別会計「平衡資金積立」歳計へ四百万円、新設した特別会計「免物会計」歳計へ二百九十九万七千八百八十七円を回金したため、例年より歳入・歳出とも大幅な増額となっています。

一般会計の歳入では、全体で予算額に対し、五十九万三千五百七十九円の増となっておりますが、平成二十七年定期教区会で、「教区賦課金」を減免措置による五十五万七千四百八十二円を減額としたことや、「雑収入」を教務所長伝達回数が少なかったことによる出向ご法礼の減、各種懇志教務所事務費の減、職員研修旅行を取止めたことによる参加費収入減などで七十三万三千九百九十四円を減額したなど、予算補正で減額したことにより予算額より収入が増となったものです。一般会計の歳出では、会議費を三月の予算補正の折に会合数増により二十二万円の増額をしましたが、ともあり減となっています。同じく教務所費も職員退職・勤務体制変更により四百四十八万四千円の減の予算補正をしましたが、ほぼ予算額に近い支出となっており、その他の費用については予算額通り執行いたしております。

次に、教区特別会計の決算につきましては、前述しましたように一般会計より四百万円を平衡資金積立会計回金しております。転退職積立会計については、昨年度二名の退職があったため予算補正をしましたが、その予算額通り退職金支出となっています。災害対策費では、教区内寺院の火事見舞金と東日本大震災関係の会議費の支出をしております。教化資料作成費では、収入の平成二十六年剰余金が増となったことや、支出の書籍購入費が減額となったため平成二十八年度への繰越見込金が大幅な増額となりました。キッズサンガ推進費では、各組への活動事務費を支出いたしました。新設した免物会計では、収入の免物交付にかかる免物冥加を三十万円増に予算補正をしましたが、その予算額より更に五十万円以上の増額となりました。以上が、平成二十七年高岡教区各種会計決算の概要です。

その他の審議事項として、三月の定期教区会で宗務調査研究委員会に特別委員会を設置する区令案が承認されており、教区の将来構想の立案に向けた教区内に在する問題についての調査研究を諮問することとし、その委員会構成について審議がなされ、十二名の委員と委員長に佐々木秀誠議員(関野組選出)、副委員長に門田忠行議員(射水組選出)が選出された。また報告事項として、「災害救援委員会」から東日本大震災にかかる報告があり、平成二十七年活動報告並びに支援金の現況報告、今後の活動予定の報告がなされました。また、平成二十七年高岡教区教学財団の活動報告・決算報告がなされました。

二〇一六(平成二十八)年度財団理事・評議員会報告

去る六月十三日、西本願寺高岡会館研修室におい

平成二十八年度一般財団法人浄土真宗本願寺派高岡教区教学財団理事會が、また、六月三十日、同評議員會が開催され、平成二十七年教學財團事業報告並びに各種會計の決算について慎重審議の上、可決承認されました。

平成二十七年高岡教区教學財團各種決算について、まず、事業活動収入において、受取會費で、教學開發室賛助會費が予算額に対し五十八万五千円の大増となっており、多数の方より賛助會費を納入いただきました。また事業収入の講座受講料収入では聖典セミナーの受講料を収納し、受取賃貸料収入では、會館使用料等の収納をいたしました。補助金等収入として、教区から免物會計の特別會計化に伴う還元金の一千万円と教区からの財團運営助成金としての百万円を収納いたしております。次に、事業活動支出では、事業費支出のなか、通信運搬費支出においては主に郵送料の支出、修繕費では、會館トイレ改装（洋式便器化）、礼拝堂照明入替、會館清掃料、ダスキン使用料等を支出しております。印刷製本費支出では教學開發室の研究活動がないために経費の支出はありません。光熱水料費支出では、電気・ガス・水道料金の支出、保険料支出ではJA火災保険料の支出をいたしました。諸謝金支出では、各種講師礼等を支出、負担金支出では會館永代経・報恩講等の供物・仏華・弁当代・その他を支出いたしました。助成金支出は、教区児童念仏奉仕團に対する助成金です。雑支出で、新法人設立にともなう登記料を支出いたしました。管理費支出のうち、光熱水料費は灯油代の支出です。以上が、平成二十七年教學財團各種會計決算の概要です。

平成28年度 「教区賦課金」 納入について

5月当初、各ご寺院様宛に教区賦課金の告知書を送付させていただきました。

納入期日は告知書に記載してありますように前期分が7月31日、後期分が12月25日迄となっておりますので早期の納入をお願い致します。尚、今年度の教区賦課金は2015(平成27)年度の宗派賦課金の120%が依頼額となっております

西本願寺高岡會館 永代経法要のご案内

下記の通り高岡會館の永代経を勤めます。お誘いあわせてお参りください。

日時：7月15日(金) 日中—午前10時・速夜—午後1時半

法話：高岡教区布教団布教大会

午前：安居美可子氏(高岡市伏木 禅龍寺衆徒) 古石夏丸氏(南砺市北市 円勝寺住職)

午後：麻生尚子氏(高岡市伏木 浄光寺衆徒) 織田隆夫氏(高岡市石堤佐野 長光寺住職)

※お昼にお齋(お弁当)を準備しております。午前・午後あわせてお参りください。

高岡教区黎明・諸種講座の開催について

下記の日程にて2016年度の黎明・諸種講座を開催いたしますので、お参りくださいますようお願いいたします。

里見淳英氏(福井教区・本願寺派布教使)

8月1日午前5時～ 糸岡組法圓寺

8月2日午前5時～ 砺波組妙寿寺

巢山一哉氏(富山教区・布教団副団長)

8月1日午前5時～ 若神組善興寺

8月2日午前5時～ 川上組永念寺

丸山文雄氏(新潟教区・本願寺派布教使)

8月1日午後7時～ 若神組善興寺

8月2日午前5時～ 若神組善興寺

8月3日午前5時～ 砺波組光嚴寺

山田教尚氏(東海教区・布教団副団長)

8月4日午前5時～ 砺波組報恩寺

8月4日午後2時～ 川上組福光教堂

石川了英氏(富山教区・本願寺派布教使)

8月4日午後2時～ 戸出コミュニティセンター

◇『第2連区門徒推進員研修協議会』

去る六月十八日十九日の
両日、金太郎温泉（魚津市天
神野新）において、富山教区
主催『第2連区門徒推進員研
修協議会』が開催され、高岡
教区からは門徒推進員二十
四名が参加した。

今回の研修会は「み教え
は暮らしの中で生きていま
すか？」がテーマ。

講師の巢山一哉師（富山教
区富山南組円福寺住職・元教
区相談員）が、浄土真宗の寺
が村や町の中に建っている
のは、世俗の中で生きる人々
の苦悩を対象とした教えだ
からであり、「在家仏教だか
らこそ世間の苦しみ、われわれと密接に関わる、家庭・地域・差別・
憲法の問題も浄土真宗の課題である」と講義された。

それを受けた話し合いや全体協議会では、「推進員においても、
ヤスクニ・差別問題や社会問題をテーマとすることを疑問視する
声があるのは、他者の苦悩を他所事と受け止める真宗理解が蔓延
していることが背景にある」といった指摘や、「凡夫というのは自
分のふるまいを正当化するための言い訳ではなく、自分の罪悪性



と向き合っていくことである」といった意見が出され、門徒推進員
の問題意識の高さが窺えるような研修会であった。

◇『浄土真宗青年僧侶連絡協議会フットサル全国大会』

去る六月二十九日（水）白山レオンフットサルガーデン（石川県
白山市）において、高岡教区寺族青年会主催の『浄土真宗青年僧侶
連絡協議会フットサル全国大会』が開催され、浄土真宗青年連絡協
議会（浄青僧）加盟団体及び有志の十チームが参加し、フットサル
を通じて交流を深めた。本大会は浄青僧加盟団体が中心となり、毎
年各団体の持ち回りで開催されているもの。

決勝トーナメントを勝ち残ったのは、高岡教区ロータスFCと
大阪教区フットサルチーム。

激戦となった決勝戦は、大阪教区が一点を先制し、高岡教区がそ
れを追う展開となった。高岡は再三の攻勢を仕掛けるも、大阪の堅
守に阻まれ苦しい展開。そのまま試合終了かと思われた残り一分
半前、高岡が同点ゴールを決め、勝負は延長にもつれ込んだ。

延長戦も一点をめぐる激しい攻防が繰り広げられたが、終了間
際に高岡教区が敵ゴール前でPKを獲得。

大阪は選手全員をゴール前に並べて完全なガード体制に入った
が、キッカーの奥高選手（糸岡組）が相手選手の両足の間を抜くシ
ュートを決め、劇的な逆転勝利で高岡教区の二連覇を飾った。

◇『第九回中部・北陸仏教婦人会大会』団体参拝

・『真宗入門講座』開催報告

去る六月二十四日（金）、日本特殊陶業市民会館（愛知県名古屋）において東海教区主催『第九回中部・北陸仏教婦人会大会』が開催され、高岡教区からは大型バス四台にて百五十名の仏教婦人会会員が参加した。



本大会はご門主ご臨席のもと、約二二〇〇人規模で行われ、はじめに「家族が亡くなった。さあ、どうする？」というテーマで東海教区仏教婦人会会員が問題提起の寸劇を演じ、会場の笑いを誘いながらも、ありがちな勘違いや間違い、いつかは必ず訪れる家族との別れへの心構えを指摘する内容に、会場からは大きな拍手が巻き起こっていた。昼食休憩後には「法話楽団 迦陵頻伽」による歌と法話を交えたつどいと、浅田恵真勸学による記念講演があり、大会は盛況のう

ちに幕を閉じた。

また、七月二日（土）、西本願寺高岡会館において仏教婦人会連盟主催の「真宗入門講座」が開催され、五十一名の会員が参加した。本研修会は、若い女性や今まで仏事などに縁遠かった方、基本的なことから学びたいという方たちを対象に行われたもの。講師の小島信さん（新湊組聞光寺衆徒）が、仏教および浄土真宗の基本的思想を、笑いを交えつつ、平易な言葉でわかりやすく法話された。



◇御同朋の社会をめざす運動の「コーナー」

「意見具申」提出について

今般、来る七月二十七日に本山にて開催される第一回「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会に向けて意見具申を提出いたしました。

今般、「『御同朋の社会をめざす運動』の実践に関する宗則」第十二条第五項の規定に基づき、下記の通り意見具申致しますので、お取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

・意見について

① 「論点整理」に関する中間報告を受けての、今後の方策や取り組みに関するタイムスケジュールをお示し下さい。

② 先年の「安保法制」や現政権の「憲法改定」の動きに対して、反対の意志を示す「総長声明」を早急に出して下さい。

・事由について

昨年末に出された『平和に関する論点整理』は、その内容においてこれまで教区や連区で開催された各種研修会や会合の場で『戦後問題検討委員会答申』（一九九六年）が全く踏まえられていない。「個別的自衛権と集団的自衛権との混同が見られ、結果として集団的自衛権の分析がなく、現行の『安保法制』への判断がなされていない」などの問題が多数、指摘されています。『宗門内外のさまざまな意見をとりあげ、問題の所在を明らかにし、今後、宗門全体で平和に関する学びをいっそう深める』（まえがき）ことを掲げながら、長大かつ複雑、齟齬の多い内容になっており、今後どのような方向に向かって進んでいくのかが甚だ不透明です。

一方、与党自民党の『憲法改正草案』（二〇二二年）では「国防軍」や「九条の変更」が謳われており、国民の権利が制限されるその内容は看過することができません。現在、行われている参議院選挙において、現政権が「憲法改定」を選挙公約に掲げる状況を迎えている中で、「非戦平和」の理念を掲げる我が教団においては姿勢表明が不可避であると考えます。

これらの事由から、上記2点の意見具申致しますので誠意あるご回答をお願いいたします。

◇これからの日程（7/22～8/21）◇

7月	教区・財団行事	教化団体・組行事
22		ビハーラ役員会 手話サークル
23		中央教宗修了者のつどい
24		仏壮研修会
25	布教大会（井波別院） 福光教堂永代経（～26）	
26		仏婦執行部会
27		マヤの会 コーラス練習日 長寿苑ビハーラ活動
29		関野組夏季研修会（～30） 於：高岡会館
8月		
1		仏婦教材委員会
3		教区児童念仏奉仕団 （～4）
5	教区平和を願うつどい	
6	飯館村住民高岡教区内 へホームステイ（～9）	
9	聖典セミナー	コーラス練習日
10		教区布教団研修会
14	常例法座 教務所お盆休み（～17）	
20		まことの保育大学講座 （～21） 砺波ロイヤルホテル

ラジオ放送～西本願寺の時間～

『みほとけとともに』

北日本放送（KNB）・738kHz.

◎毎週土曜日（本山制作）午前6:15～6:25
□第2・4日曜日（富山・高岡制作）午前6:00～6:10

◎7/23（土）：高橋 一仁 氏

（浄土真宗本願寺派総合研究所研究員）

「未 定」

□7/24（日）：未 定

（富山教区）

◎7/30（土）：岡田 清子 氏

（滋賀県浄光寺若坊守）

「未 定」

◎8/6（土）：岡田 清子 氏

（滋賀県浄光寺若坊守）

「未 定」

◎8/13（土）：岡田 清子 氏

（滋賀県浄光寺若坊守）

「未 定」

□8/14（日）：初瀬部 有可氏

（高岡教区糸岡組宝性寺）

◎8/20（土）：岡田 清子 氏

（滋賀県浄光寺若坊守）

「未 定」

【西本願寺高岡会館8月の常例法座】

ご講師： **石川 聖子 氏**

（ 富 山 教 区 ）

ご講題：『 **まれないのち** 』

午後1時20分頃からビデオ上映、2時からお正信偈六首引のお勤めです。どうぞお誘いあわせてお参りください。

得度習礼講習会申し込み期限について

本講習会については、教区報6月号にご案内を同封いたしましたとおり、8月25日（木）～26日（金）に福光教堂にて開催いたします。

なお、申し込みの締め切りは、8月3日（水）までとなっておりますのでご注意ください。

※平成26年4月1日制定の宗則により、得度習礼については、「習礼を受けようとする者は、別に定める場合を除き、事前に得度習礼講習会を受講しなければならない」との規程が制定されました。